

県南広域振興局長告示第39号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成31年3月31日

県南広域振興局長 細川倫史

- 1(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 折壁停車場線
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
一関市室根町折壁字大里118番4地先から新館前140番12地先まで	新	m 15.5~7.0	m 679.0
一関市室根町折壁字大里118番4地先内	旧	12.0~9.5	6.5

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- ア 場所 県南広域振興局土木部一関土木センター
- イ 期間 平成31年3月31日から同年5月7日まで

- 2(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 折壁大原線
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
一関市室根町折壁字梅木6番7地先から新館前286番2地先まで	新	m 43.0~9.0	m 2,917.8
一関市室根町折壁字新館前140番12地先から286番2地先まで	旧	19.0~11.5	20.0

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- ア 場所 県南広域振興局土木部一関土木センター
- イ 期間 平成31年3月31日から同年5月7日まで

- 3(1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 284号
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長	
一関市室根町折壁字梅木6番7地先から矢越字大畑160番2地先まで	新	B m 90.0~10.2	m 4,225.0	
	旧	A	43.0~6.0	5,223.3
		B	90.0~10.2	4,225.0

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- ア 場所 県南広域振興局土木部一関土木センター
- イ 期間 平成31年3月31日から同年5月7日まで